

指定管理者三議案を否決

平成二十年六月定例会で、吉野市長から、現在市が管理している「五万人の森公園」「上野公園」及び「阿田峯公園」について、より一層の施設有効利用と管理費削減という観点から、指定管理者制度を導入するという市政の報告と議案説明がありました。

「指定管理者制度」とは、公の施設の管理運営を株式会社や財団法人、NPO法人、市民グループなどの団体に委ねる制度で、平成十五年に施行されました。

この制度導入の意義は、「管理運営経費の削減による自治体の負担の軽減」と「サービス向上による利用者の利便性の向上」とされています。

指定の手続・管理の基準・業務の範囲について条例で定め、原則公募の下で、プロポーザル方式や総合評価方式などで指定管理者候補の団体を選定し、議会の議決を経て、最終的に選ばれた管理者に施設の管理運営を委ねることになります。

管理者の指定に議会の議決が必要とされる理由は、「施設の使用許可という一定の公権力を持ちうる管理者の指定については、慎重に進めるべきである。」との観点からの措置であるとされています。

この指定管理者制度を導入することについては、昨年の十二月定例会で可決しています。

今回、三公園の指定管理者の選定は、八人の選定委員がプロポーザル方式で審議し、候補者を選定しました。

その結果、「五万人の森公園」「上野公園」及び「阿田峯公園」の三公園ともに合計点がまったく同じ七一四点で、(株)ランドスケープキーパーズが候補者に決まりました。

議会は、その結果を受けて、いろいろな角度から精査しましたが、賛成三、反対十七(議長を除く)で否決しました。

公募型プロポーザル方式

事業者の選定方法の一種で、事業の提案を公募し、提出された提案書について、募集要項等であらかじめ示された評価基準に基づき審査を行い、最も優れていると認められる提案書の提出者と契約を締結する方式。

反対理由

- 「指定管理者制度」の第一の目的は、「経費の削減」を図ることであるにもかかわらず、一番低い経費を提示した業者よりも、三施設合計で二、二六〇万円も高い入札価格を提示した業者が候補者として決定したことは到底承服することができない。
- 選定基準に掲げられている管理料の配点基準(三ページの表【選定基準】を参照)が低すぎる。
- 一部資料の提出を求めたが、すでに「破棄した」とのことであった。不透明であり、審査結果に大きな疑問が残る。
- 初めての指定管理者制度を導入するのに、契約期間が二年六月というのは長すぎる。
- より多くの人が参画できるように、一業者一施設にするべきである。
- 管理委託の経験が全くない業者に三つの公園すべての管理委託を任せるのは危険ではないのか。
- それぞれ特色のある三つの公園を一つの業者が管理者となつてやっていけるかということに対し、大変疑問に思う。

5万人の森公園



阿田峯公園



上野公園

